

65 歳未満でも、認知症を発症することがあります。

認知症は、一般的には高齢者に多い病気ですが、65 歳未満で発症した場合、「若年性認知症」とされます。発症から診断までに時間がかかることが多く、中には疲れや更年期障害、うつ病などの精神疾患と診断されることも少なくありません。



若年性認知症の人を支える主な社会制度

病気のこと	自立支援医療	認知症等の精神疾患で通院治療している場合、医療機関や薬局で精神疾患の治療にかかる医療費の自己負担割合が1割となる制度。併せて保険証の世帯の所得に応じて月額の自己負担上限が設けられ、医療費の軽減が受けられる。(指定医療機関等の条件あり)	三木市障害福祉課 0794-82-2000 (代表)
	難病医療費助成制度	65 歳以下で前頭側頭葉変性症を発症した場合、申請すると医療費の助成を受けられる制度	兵庫県加東健康福祉事務所 0795-42-5111
お金のこと	傷病手当金	被保険者(本人)が、若年性認知症などの病気で仕事を休み、給料がもらえないときにその間の生活を保障するために支給される手当	加入している保険組合
	障害基礎年金(国民年金)	国民年金加入中に生じた傷病により、国民年金法に定められた一定の障害状態になった場合に支給される年金	三木市市民課 0794-82-2000 (代表)
	障害厚生年金	厚生年金加入中に障害状態になった場合、障害基礎年金に上乗せして支給される年金	明石年金事務所 078-912-4983
	失業給付	失業した労働者が、安定した生活を送りつつ、就職するための給付	ハローワーク西神 078-991-1100
生活のこと	障害者手帳(精神障害者保健福祉手帳)	認知症などの精神疾患があり、日常生活に支障をきたす場合に申請ができる制度(税金の優遇措置や公共施設等の利用料の割引等が受けられる場合がある)	三木市障害福祉課 0794-82-2000 (代表)

ひょうご若年性認知症支援センターのホームページはこちらから→

